

柏市消費者教育推進連絡会

連絡会つうしん No.3

- ◇目的 学校における消費者教育の推進
- ◇委員 教育委員会、小・中・高等学校の教員（任期 2 年）
- ◇事務局 消費生活センター
- ◇活動 年間 3 回の会議や講習会、「消費者教育の視点を持った授業」の実践と事例集作成

8月10日成立 消費者教育の推進に関する法律

8月10日、消費者教育の推進に関する法律が成立し、8月22日に公布されました。これは、**学校での先生方の負担を増やすものではなく**、これまで各地、各団体で個別に行われていた消費者教育を、効果的に推進していくための法律であり、国、公共団体の責務と努力義務が明記されました。柏市消費生活センターでは、これまで行ってきた消費者教育事業について見直しを図るとともに、学校における消費者教育を一層効果的な方法でお手伝いしていきたいと考えています。

背景

消費者被害の防止 消費者の自立支援

消費者教育の機会を提供されることは
消費者の権利！

目的

・消費者教育を総合的、一体的に推進



・国民の消費生活の安定、向上に寄与

<基本方針は内閣総理大臣、文部科学大臣が案を作成>

10月1日開催 第2回 柏市消費者教育推進連絡会

10月1日月曜日 午後3時から4時半まで、柏市役所沼南庁舎503会議室において連絡会を開催し、研修と意見交換を行いました。講師は前回に引き続き、公益財団法人消費者教育支援センター主任研究員 柿野成美氏にお越しいただき、「消費者教育の視点を持った授業～各教科での実践のヒント～」というテーマでお話しいただきました。



▲消費者教育の目標と領域について話しを聞く



▲教室ですぐに使える教材の紹介を受け実際に体験

新指導要領では、教科の中に組み込まれています
消費者教育が対象とする領域

＝誰もが消費者として人生を送るから＝



(ア) 商品等・サービスの安全



(イ) 生活の管理と契約



(ウ) 情報とメディア



(エ) 持続可能な消費

<ul style="list-style-type: none"> ・マークや品質表示を活用 ・安全な商品を選ぶ ・安全な使い方をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・こづかいの管理 ・将来設計 ・必要性を考えて購入 ・価格、品質を比較する ・契約の権利と義務を理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信ネットワークを上手に使う ・情報を批判的に吟味する ・身近な人の情報を大切に ・知的財産権に配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の消費生活が、環境・経済、社会、文化、次世代に影響を及ぼすことを理解し、適切に行動する ・環境保全活動に参加する
---	--	--	--

トラブルや問題が起こったとき、不安なときは、相談する。報告する。自分のために！みんなで住みよい社会をつくるために！！

講習会から
教室で使えるお勧めの教材



ヒヤリハットさんちへいってみよう！
 ・家庭内の身近な危険を探す絵本
 ウェブバージョンも有り
 ミサワホーム総合研究所 幼児、高校家庭科（保育）

みんなで考えよう！家電製品の安全な使い方

- ・普段は目にすることが難しい事故映像も収録され印象的

一般財団法人家電製品安全協会
 03-6471-5601
 小学生向け
 ウェブページから視聴できる



マナビィといっしょにおこづかいすごろく
 ・親子で学ぶ消費活動と知識。普段の生活では気づかない子供の考えを知るとともに家庭での対話のきっかけにも
 文部科学省 小学生向け
 ウェブページからダウンロード

もしあなたが消費者トラブルにあったら・・・
 ・若者が巻き込まれやすい消費者トラブルのDVDとワークシート、解説書付き
消費者庁 高校生向け
 ※各高校に配布済み

ライフサイクルゲームⅡ～生活設計のススメ～
 ・すごろく式のゲーム教材。自分の人生に置き換えて学習できる

中、高校生向け
 第一生命保険株式会社
 03-3216-1211
 必要数を分けてもらえる

▼持続可能な消費について理解を深めるお勧め映像▼

